を指定する件 外国為替の取引等の報告に関する省令第六条第三項に規定する届出者名簿の閲覧の場所 (平成十年三月大蔵省告示第百二号)

条第九項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、同条第三項に規定する届出者名 簿の閲覧の場所を次のように指定し、平成十年四月一日から適用する。 外国為替の取引等の報告に関する省令(平成十年大蔵省令第二十九号)第六条第四項 同

- 保護室内(閲覧窓口) 東京都千代田区霞が関三丁目一番一号 財務省大臣官房文書課情報公開 個
- 東京都中央区日本橋本石町二丁目一番一号 日本銀行国際局内
- 三 次に掲げる日本銀行支店内
- イ 北海道釧路市幸町九丁目二番地 釧路支店
- 口 北海道札幌市中央区北一条西六丁目一番地一 札幌支店
- ハ 北海道函館市東雲町十四番一号 函館支店
- 二 青森県青森市中央一丁目十一番一号 青森支店
- 木 秋田県秋田市大町二丁目三番三十五号 秋田支店
- へ 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目四番八号 仙台支店
- ト 福島県福島市本町六番二十四号 福島支店
- チ 群馬県前橋市大手町二丁目六番十四号 前橋支店
- リ 神奈川県横浜市中区日本大通二十番地一 横浜支店
- ヌ 新潟県新潟市中央区寄居町三百四十四番地三 新潟支店
- ル 石川県金沢市香林坊二丁目三番二十八号 金沢支店
- ワ 長野県松本市丸の内三番一号 松本支店 ヲ 山梨県甲府市中央一丁目十一番三十一号 甲府支店
- カ 静岡県静岡市葵区金座町二十六番地の一 静岡支店ワ 長野県松本市丸の内三番一号 松本支店
- ヨ 愛知県名古屋市中区錦二丁目一番一号 名古屋支店
- タ 京都府京都市中京区河原町通二条下ルー之船入町五百三十五番地 京都支店
- レ 大阪府大阪市北区中之島二丁目一番四十五号 大阪支店
- ソ
  兵庫県神戸市中央区京町八十一番地
  神戸支店
- ツ 岡山県岡山市北区丸の内一丁目六番一号 岡山支店
- ネ 広島県広島市中区基町八番十七号 広島支店
- ナ 島根県松江市母衣町五十五番地三 松江支店
- ラ 山口県下関市岬之町七番一号 下関支店
- ウ 愛媛県松山市三番町四丁目十番地の二 松山支店ム 香川県高松市寿町二丁目一番六号 高松支店
- 中 高知県高知市本町三丁目三番四十三号 高知支店
- ノ 福岡県北九州市小倉北区紺屋町十三番十三号 北九州支店

- 福岡県福岡市中央区天神四丁目二番一号 福岡支店
- 大分県大分市長浜町二丁目十三番二十号 大分支店
- 長崎県長崎市爐粕町三十二番地 長崎支店
- 熊本県熊本市中央区山崎町十五番地 熊本支店
- フケマヤクオ 鹿児島県鹿児島市上之園町五番地十五 鹿児島支店
- 沖縄県那覇市おもろまち一丁目二番一号 那覇支店